

改 正	昭和四四年 三月三十一日条例第二三号	昭和四五年一〇月 七日条例第六〇号
	昭和四六年 三月一五日条例第二八号	昭和四八年 三月三十一日条例第一四号
	昭和四八年一〇月一日条例第五七号	昭和五〇年 三月一二日条例第二九号
	昭和五二年 三月三〇日条例第三〇号	昭和五三年 三月三十一日条例第一七号
	昭和五四年一二月二五日条例第五五号	昭和五七年 七月一二日条例第四九号
	昭和六一年 七月二二日条例第四四号	平成 元年 三月二九日条例第四四号
	平成 二年 七月一日条例第三七号	平成 三年 三月一五日条例第一九号
	平成 五年 三月三〇日条例第二一号	平成 六年 三月三十一日条例第二八号
	平成 七年 七月一七日条例第五〇号	平成 九年 三月二八日条例第四〇号
	平成一二年 三月二四日条例第五号	平成一七年 三月二九日条例第六八号
	平成一七年一二月二六日条例第一一四号	平成一九年一〇月一九日条例第五九号
	平成二八年一〇月一八日条例第四九号	平成三〇年一〇月一六日条例第四〇号
	令和 元年一二月二四日条例第二三号	令和 四年 三月二九日条例第二〇号

埼玉県特別県営住宅条例をここに公布する。

埼玉県特別県営住宅条例

（趣旨）

第一条 この条例は、特別県営住宅及び共同施設及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 特別県営住宅 埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号。以下「県営住宅条例」という。）第二条第一号に規定する県営住宅以外の県営住宅及びその附帯施設をいう。
- 二 甲種住宅 居室三及び台所兼食堂を有する特別県営住宅をいう。
- 三 乙種住宅 居室三及び台所を有する特別県営住宅をいう。
- 四 丙種住宅 居室二及び台所兼食堂を有する特別県営住宅をいう。
- 五 丁種住宅 居室三及び居間、台所兼食堂を有する特別県営住宅をいう。
- 六 共同施設 児童遊園、集会所、管理事務所その他特別県営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で知事の定めるものをいう。
- 七 収入 県営住宅条例第二条第三号に規定する収入をいう。
一部改正〔平成九年条例四〇号・三〇年四〇号〕

（設置）

第三条 県は、次に掲げる特別県営住宅及び共同施設を設置する。

- 一 甲種住宅
 - 二 乙種住宅
 - 三 丙種住宅
 - 四 丁種住宅
- 2 前項第四号の丁種住宅は、特別県営住宅のうち、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）に基づき設置される住宅と同様の目的により設置する住宅をいう。
- 3 特別県営住宅の設置場所、種別、戸数及び規格並びに共同施設の設置場所、種類及び規模は、知事が定める。

一部改正〔平成三〇年条例四〇号〕

（入居者の募集の方法）

第四条 知事は、特別県営住宅の入居者を県営住宅条例第四条の規定による方法に準じて公募するものとする。

一部改正〔平成九年条例四〇号〕

(公募によらない入居)

第五条 知事は、前条の規定にかかわらず、県営住宅条例第五条第一号から第六号までの規定による場合のほか、次の各号に掲げる事由のいずれかに係る者を公募によらないで特別県営住宅（第三条第一項第一号から第三号までに掲げる住宅に限る。以下この条から第八条までにおいて同じ。）に入居させることができる。

一 県営住宅条例第二条第一号に規定する県営住宅の入居者で収入が県営住宅条例第六条第一項第二号ハに規定する金額を超えるものが、特別県営住宅への入居を希望すること。

二 特別県営住宅の入居者が他の特別県営住宅への入居を希望すること。

一部改正〔昭和四四年条例二三号・四五年六〇号・四六年二八号・四八年一四号・五〇年二九号・五二年三〇号・五七年四九号・六一年四四号・平成三年一九号・九年四〇号・一七年六八号・三〇年四〇号〕

(入居者の資格)

第六条 特別県営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

一 県営住宅条例第六条第一項第一号及び第三号から第六号までの規定に該当する者であること。

二 入居の申込みをした日において、県営住宅条例第六条第一項第二号ハに規定する金額（当該特別県営住宅の家賃の三倍が同号ハに規定する金額未満である場合においては、その額）を超え同号イに規定する金額以下の収入を有する者であること。

三 家賃の支払能力を有する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者（県営住宅条例第六条第一項第六号に該当しない者を除く。）は、特別県営住宅に入居することができる者とする。

一 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条の規定により公営住宅法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

二 現に特別県営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたこと 又は既存入居者が特別県営住宅の用途の廃止により当該特別県営住宅の明渡しをすることにより、他の特別県営住宅に入居することが適切であると認められる当該既存入居者

三 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成二十四年法律第四十八号）第八条第一項に規定する支援対象地域その他規則で定める地域に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者で、公営住宅法第二十三条第二号並びに県営住宅条例第六条第一項第三号及び第五号に掲げる条件を具備するもの

一部改正〔昭和四四年条例二三号・四六年二八号・四八年一四号・五〇年二九号・五二年三〇号・五四年五五号・五七年四九号・六一年四四号・平成元年四四号・三年一九号・七年五〇号・九年四〇号・一七年六八号・一一三号・一九年五九号・二八年四九号・三〇年四〇号〕

第七条 特別県営住宅の家賃の月額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 県営住宅条例第六条第一項各号の条件を具備する者又は県営住宅条例第七条第一項の規定により県営住宅に入居することができる者 毎年度、県営住宅条例第十七条第一項に規定する方法に準じて知事が定める額（この場合において、同項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「埼玉県特別県営住宅条例第七条第二号の規定により定める家賃」とする。）

二 前号に掲げる者以外の者 次の表の下欄に掲げる基準額からそれぞれの近傍同種の住宅の家賃（毎年度、県営住宅条例第十七条第二項に規定する方法に準じて知事が定める額をいう。）を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額を平均して得た額（当該平均して得た額に百円未満の端数があるとき、又は当該平均して得た額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた額とする。）を基準額からそれぞれ

れ控除して得た額

住宅の種類	入居開始年度	基準額
甲種住宅	昭和四十二年度	三六、六〇〇円
	昭和四十四年度	三七、二〇〇円
乙種住宅	昭和四十二年度	三四、七〇〇円
	昭和四十四年度	三五、一〇〇円
丙種住宅	昭和四十二年度	三三、一〇〇円
	昭和四十四年度	三三、八〇〇円

(県営住宅の管理に関する規定の準用)

第八条 公営住宅法第三十五条、第三十九条及び第四十二条、県営住宅条例第八条から第十六条まで、第十八条から第三十条まで、第三十九条から第四十条の二まで、第四十三条及び第五十三条から第五十九条まで並びに埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十三号）附則第二項及び第三項の規定は、特別県営住宅の管理について準用する。この場合において、県営住宅条例第二十九条の二第六項（県営住宅条例第四十三条第五項において準用する場合を含む。）及び県営住宅条例第四十三条第三項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「当該特別県営住宅の家賃の月額」と、県営住宅条例第五十四条の二中「第六十条の適用を受ける」とあるのは「指定管理者が行う」と、埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例附則第三項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「当該特別県営住宅の家賃の月額」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する県営住宅条例第五十五条に規定する指定管理者が同項において準用する同条各号に掲げる業務を行う場合における第四条及び第五条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 前項に規定する場合における第一項において準用する県営住宅条例第八条から第十条まで、第十一条（各号列記以外の部分に限る。）、第十二条から第十六条まで、第二十条第四項、第二十二條から第二十五条まで、第二十八条から第二十九条の二まで、第三十条第一項、第三十九条、第四十三条、第五十三条及び第五十四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、県営住宅条例第二十条第四項中「その日」とあるのは「知事がその日」とする。

一部改正〔昭和四五年条例六〇号・四八年五七号・五七年四九号・平成五年二一号・九年四〇号・一七年六八号・一一三号・一九年五九号・令和元年二三号〕

第八条の二 公営住宅法第三十五条、第三十九条、第四十条及び第四十二条並びに県営住宅条例第五条から第四十三条まで及び第五十三条から第五十九条まで並びに埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第二十三号）附則第二項及び第三項の規定は、特別県営住宅（第三条第一項第四号に掲げる住宅に限る。）の管理について準用する。この場合において、県営住宅条例第五十四条の二中「第六十条の適用を受ける」とあるのは、「指定管理者が行う」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する県営住宅条例第五十五条に規定する指定管理者が同項において準用する同条各号に掲げる業務を行う場合における第四条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 前項に規定する場合における第一項において準用する県営住宅条例第五条、第六条、第八条から第十条まで、第十一条（各号列記以外の部分に限る。）、第十二条から第十六条の二まで、第二十条第四項、第二十二條から第二十五条まで、第二十八条から第二十九条の二まで、第三十条第一項、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第四十三条、第五十三条及び第五十四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、県営住宅条例第二十条第四項中「その日」とあるのは「知事がその日」と、県営住宅条例第四十条の二第一項第一号中「において、法第四十四条第三項の承認を得て」とあるのは「において、」とする。

追加〔平成三〇年条例四〇号〕、一部改正〔令和元年条例二三号〕

(罰則)

第九条 詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）

以下の過料に処する。

一部改正〔昭和五二年条例三〇号・平成一二年五号〕

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、特別県営住宅の管理について必要な事項は知事が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和四十二年八月規則第四十二号で、同四十二年八月一日から施行)

附 則 (昭和四十四年三月三十一日条例第二十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年十月七日条例第六十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年三月十五日条例第二十八号)

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十八年三月三十一日条例第十四号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年一月一日から適用する。

附 則 (昭和四十八年十月十一日条例第五十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十年三月十二日条例第二十九号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十年一月一日から適用する。

附 則 (昭和五十二年三月三十日条例第三十号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県特別県営住宅条例第五条第一号及び第六条第二号の規定は、昭和五十二年一月二十八日から適用する。

附 則 (昭和五十三年三月三十一日条例第十七号)

1 この条例は、昭和五十三年六月一日から施行する。

2 改正後の第七条の規定の適用については、昭和五十三年六月一日から昭和五十四年五月三十一日までの間においては、「一八、八〇〇円」とあるのは「一四、五〇〇円」と、「一九、〇〇〇円」とあるのは「一七、〇〇〇円」と、「一七、八〇〇円」とあるのは「一四、〇〇〇円」と、「一八、〇〇〇円」とあるのは「一六、〇〇〇円」と、「一七、〇〇〇円」とあるのは「一三、五〇〇円」と、「一七、三〇〇円」とあるのは「一五、〇〇〇円」とする。

附 則 (昭和五十四年十二月二十五日条例第五十五号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第六条の規定は、昭和五十四年十一月二十四日から適用する。

(経過措置)

3 昭和五十四年十一月二十四日前に特別県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申告をした者に係る改正後の埼玉県特別県営住宅条例第六条第二号に規定する収入の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十七年七月十二日条例第四十九号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十七年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十七年八月一日(以下「施行日」という。)前に特別県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申告をした者に係る改正後の埼玉県特別県営住宅条例(以下「改正後の条例」という。)第六条第二号に規定する収入の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。改正前の埼玉県特別県営住宅条例第五条に規定する事由がある場合において、施行日前に特別県営住宅の入居の申告がされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該特別県営住宅の入居の申告をした者に係る改正後の条例第六条第二号に規定する収入の基準についても、同様とす

る。

附 則（昭和六十一年七月二十二日条例第四十四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に特別県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申告をした者に係る改正後の埼玉県特別県営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第二号に規定する収入の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。改正前の埼玉県特別県営住宅条例第五条に規定する事由がある場合において、施行日前に特別県営住宅の入居の申告がされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該特別県営住宅の入居の申告をした者に係る改正後の条例第六条第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。

附 則（平成元年三月二十九日条例第四十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年六月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に特別県営住宅の入居の申告がされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該入居の申告をした者に係る改正後の第六条第二号に規定する収入の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第七条の規定の適用については、施行日から平成二年三月三十一日までの間は「二八、〇〇〇円」とあるのは「二三、八〇〇円」と「二八、四〇〇円」とあるのは「二四、〇〇〇円」と「二六、五〇〇円」とあるのは「二二、八〇〇円」と「二六、八〇〇円」とあるのは「二三、〇〇〇円」と「二五、三〇〇円」とあるのは「二二、〇〇〇円」と「二五、八〇〇円」とあるのは「二二、三〇〇円」とする。

附 則（平成二年七月十一日条例第三十七号）

この条例は、平成二年十月一日から施行する。

附 則（平成三年三月十五日条例第十九号）

- 1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に特別県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申告をした者に係る改正後の埼玉県特別県営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第二号に規定する収入の基準については、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。改正前の埼玉県特別県営住宅条例第五条に規定する事由がある場合において、施行日前に特別県営住宅の入居の申告がされ、かつ、施行日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該特別県営住宅の入居の申告をした者に係る改正後の条例第六条第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。

附 則（平成五年三月三十日条例第二十一号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日条例第二十八号）

- 1 この条例は、平成六年六月一日から施行する。
- 2 改正後の第七条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成七年三月三十一日までの間は、同条の表中「三六、六〇〇円」とあるのは「三二、二〇〇円」と、「三七、二〇〇円」とあるのは「三二、六〇〇円」と、「三四、七〇〇円」とあるのは「三〇、八〇〇円」と、「三五、一〇〇円」とあるのは「三一、一〇〇円」と、「三三、一〇〇円」とあるのは「二九、六〇〇円」と、「三三、八〇〇円」とあるのは「三〇、一〇〇円」とする。

附 則（平成七年七月十七日条例第五十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月二十八日条例第四十号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年十月一日から施行する。
（埼玉県特別県営住宅条例の一部改正に伴う経過措置）

8 附則第二項から第六項までの規定は、特別県営住宅について準用する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年三月二十九日条例第六十八号）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条第一号の改正規定及び第六条第一項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）並びに次項の規定 公布の日

二 第六条第一項第一号の改正規定及び第八条の改正規定中「第十六条まで」の下に「（第十一条第二項を除く。）」を加える部分 平成十七年七月一日

2 改正後の埼玉県特別県営住宅条例第八条において準用する埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（平成十七年埼玉県条例第六十五号）による改正後の埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号。以下「改正後の県営住宅条例」という。）第五十五条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の県営住宅条例第五十五条、第五十六条及び第五十七条第一項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成十七年十二月二十六日条例第百十三号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十月十九日条例第五十九号）

この条例は、平成十九年十二月一日から施行する。ただし、（中略）第三条の規定（埼玉県特別県営住宅条例第六条第一項第一号の改正規定及び同条例第八条第一項に後段を加える改正規定（県営住宅条例第五十四条の二に係る部分に限る。）を除く。）は公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十月十八日条例第四十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十月十六日条例第四十号）

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（令和元年十二月二十四日条例第二十三号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二九日条例第二〇号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第六条の改正規定及び第八条の改正規定（「第十九条」を「第十八条」に改める部分を除く。）公布の日

2 第八条の改正規定（「第十九条」を「第十八条」に改める部分に限る。） 令和四年七月一日